

必要書類について				
所得証明書	Q1	所得証明書の入手先が分からない。	A1	1月1日時点で住民登録がある自治体の窓口にて発行されます。マイナンバーカードを利用している方はコンビニでも取得が可能です。なお、証明書発行には手数料がかかりますのでご了承ください。
所得証明書	Q2	所得証明書が発行できないと言われた。〇月に引っ越しをした。	A2	1月1日時点で住民登録がある自治体での発行となります。 1月2日以降に転居された場合は、転居前の居住地の市区町村役場へお問い合わせください。
所得証明書	Q3	1月1日時点で海外にいたため、所得証明書が発行できない。	A3	その旨を「回答書」の特記事項に記載のうえ、1月1日時点で日本にいなかったことがわかるもの（パスポートの入出国履歴やビザの写し、住民票で海外からの転入がわかるもの等）を添付してください。
所得証明書	Q4	収入が無くても所得証明書の提出が必要なのか。	A4	収入が無い場合も、必ず全員提出してください。 収入がなく、所得証明書が発行されない場合、非課税証明書を提出してください。
所得証明書	Q5	役所で所得証明書の依頼をしたら、収入がないため金額表記できない。非課税証明書なら発行可能と言われた。	A5	非課税証明書を提出してください。
所得証明書	Q6	確定申告の書類を提出したら所得証明書は提出しなくても良いか。	A6	いいえ。どちらも提出が必要です。 確定申告をした際の内容に相違がないか、確認をしております。
所得証明書	Q7	所得証明書は住民税決定通知書や源泉徴収票でもよいか。	A7	いいえ。住民税決定通知書や源泉徴収票では、確認できない収入があるため、必ず、市区町村で発行される所得（課税・非課税）証明書をご提出ください。
所得証明書	Q8	市区町村から所得証明書という名称のものはないと言われた。	A8	市区町村や調査対象者の収入状況によって、課税証明書や非課税証明書という名称で取り扱われている場合があります。
所得証明書	Q9	所得証明書に記載されない収入は申告しなくてもよいか。	A9	所得証明書に記載されない収入であっても、継続的な収入であれば全て申告が必要です。意図的に収入を申告しなかった場合、詐欺罪等の刑事罰に該当する可能性があります。
所得証明書	Q10	去年まで「同意書」を出せば所得証明書は出さなくてよかった。今年も「同意書」で対応してほしい。	A10	昨年度まで「同意書」をご提出いただくことで、個人番号（マイナンバー）を利用して、共済組合がお住いの市区町村に所得の照会を行っていただきました。これは、共済組合が個人番号取扱事業者であるため、照会が可能でした。今年度から検認業務を委託している業者は、「個人番号取扱責任者」ではないため、「同意書」での対応はできません。

必要書類について				
年金書類	Q11	年金額がわかる書類を紛失した。	A11	最寄りの年金事務所等、年金が支給されている機関に再発行を依頼してください。再発行した書類には、赤字で再発行と記入してください。
年金書類	Q12	年金額改定通知書（または年金振込通知書）は、コピーの提出でもよいのか。	A12	コピーを提出してください。 氏名や発行年月日、金額が見えるように全体をコピーしてください。（原本は提出しないでください。）
年金書類	Q13	遺族年金や障がい年金も収入となるのか。	A13	非課税の年金も収入として取り扱います。 最新の年金額がわかる年金振込通知書や決定通知書の写しを添付してください。
年金書類	Q14	個人年金や企業年金は、自分が掛金を掛けていたのに収入と判断されるのか。	A14	公的年金と同様に収入となります。最新の年金額が分かる書類の写しを提出してください。
年金書類	Q15	年金額改定通知書（または年金振込通知書）は数年前に交付されたものでもよいのか。	A15	最新の年金額がわかる年金振込通知書や決定通知書の写しを添付してください。
給与支払(見込)証明書	Q16	給与支払(見込)証明書 令和8年1月から〇月までの実績は書けるが、シフト制のため、△月以降の見込みはかけない。といわれた。どうしたらよいのか。	A16	支払実績だけ証明してください。 あわせて、「回答書」の特記事項欄に、〈△月以降の見込みはシフト制のため証明できないと言われた〉旨を記入してください。 ご提出いただいた書類の内容によって、後日、追加書類を求める場合がありますのでご了承ください。
給与支払(見込)証明書	Q17	給与支払(見込)証明書 令和8年〇月にバイト先を退職予定だ。どうしたらよいのか。	A17	令和8年〇月までの給与支払(見込)証明書を提出してください。 あわせて、「回答書」の特記事項欄に、〈令和8年〇月に（バイト先名）を退職予定〉と記入してください。
給与支払(見込)証明書	Q18	調査対象者について、アルバイト先に在籍はしているが休職中である。その場合、どのように書けばよいのか。	A18	「回答書」の特記事項欄に、〈〇年〇月から～〇月まで休職中〉であることを記入してください。また、休職期間中は0円として、「給与支払（見込）証明書」を勤務先に作成を依頼し、提出してください。
給与支払(見込)証明書	Q19	2箇所アルバイトをしている。どのような書類が必要か。	A19	全てのアルバイト先の「給与支払(見込)証明書」が必要です。
給与支払(見込)証明書	Q20	就労支援施設に通っていて工賃をもらっている場合も提出が必要か。	A20	給与収入とおなじ取り扱いのため、「給与支払（見込）証明書」の提出が必要です。

必要書類について				
給与支払(見込)証明書	Q21	タイミーなどの単発バイトで働いているため、「給与支払(見込)証明書」を書いてもらえない場合はどうすればよいか。	A21	「回答書」の特記事項欄に、「給与支払(見込)証明書」を書いてもらえないことと、その理由を記入してください。 あわせて、1月から現在までの給与明細の写しを添付してください。 働いておらず、明細が添付できない月があれば、特記事項欄にて補足してください。
給与支払(見込)証明書	Q22	事業主に「給与支払(見込)証明書」の発行を依頼したが、断られた。どうすればいいよいか。	A22	「回答書」の特記事項欄に、「給与支払(見込)証明書」を書いてもらえないことと、その理由を記入してください。 あわせて、1月から現在までの給与明細の写しを添付してください。 働いておらず、明細が添付できない月があれば、特記事項欄に補足してください。
給与支払(見込)証明書	Q23	「給与支払(見込)証明書」は、バイト先の様式でもよいか。	A23	共済指定様式の項目が記載されている場合は、お勤め先の様式でかまいません。ただし共済指定様式の項目が不足している場合は、あらためて共済指定様式で作成した「給与支払(見込)証明書」をご提出いただく場合があります。
給与支払(見込)証明書	Q24	「給与支払(見込)証明書」や「事業主の証明」に誤りがあった。自分で修正してよいか。	A24	「給与支払(見込)証明書」や「事業主の証明」は、バイト先等の雇用主が証明する書類のため、組合員や調査対象者が修正することはできません。 誤りがあった場合は、証明した雇用主に修正してもらうか、再発行を依頼してください。なお、修正された箇所については、雇用主に確認する場合がありますので、ご了承ください。
給与支払(見込)証明書	Q25	〇月から働き始めたばかりで、「給与支払(見込)証明書」や給与明細の提出が出来ない。	A25	「回答書」の特記事項欄に詳細を記載してください。 加えて、労働条件通知書や雇用契約書、時間単価と月毎の労働時間が明記されたシフト表といった、1か月あたりの収入が試算できる資料を提出してください。
給与支払(見込)証明書	Q26	子（調査対象者）は大学生で、少額のアルバイトをしているが、申告が必要か。	A26	金額にかかわらず、すべての収入を申告する必要があります。アルバイトの場合は、「給与支払(見込)証明書」を提出してください。
源泉徴収票	Q27	退職証明書（源泉徴収票）を入手できない。もしくは紛失した。 雇用保険は未加入である。	A27	紛失された場合は再発行の依頼をしてください。 退職証明書（源泉徴収票）が発行されていない場合は、「回答書」の特記事項欄にその旨と退職日と雇用保険 未加入 であった旨を記入してください。

必要書類について				
源泉徴収票	Q28	勤務先より、源泉徴収票が発行されていない。もしくは紛失した。 雇用保険は加入していた。	A28	紛失された場合は再発行の依頼をしてください。 源泉徴収票が発行されていない場合は、「回答書」の特記事項欄にその旨と退職日と雇用保険 加入 であった旨を記入してください。
確定申告	Q29	今年から事業を始めたばかりで、まだ一度も確定申告をしていない。	A29	「回答書」の特記事項欄に詳細を記載してください。
確定申告	Q30	収入が少ないため確定申告をしていない。	A30	「回答書」の特記事項欄に詳細を記載してください。 そのうえで、収入が確認できる書類を添付してください。
確定申告	Q31	確定申告の書類を紛失したが、どうしたらよいか。	A31	確定申告を提出した税務署にて、再発行の依頼を行ってください。
事業主の証明	Q32	年収の壁・支援強化パッケージの「事業主の証明書」は、どのように記載すればよいか。	A32	「事業主の証明書」は、事業主の判断で作成されるものであるため、共済組合にて記載内容の明示はできません。厚生労働省のホームページに、年収の壁・支援強化パッケージの要件が掲載されておりますので、そちらをご確認ください。
事業主の証明	Q33	年収の壁・支援強化パッケージの「事業主の証明書」を、事業主が交付してくれない場合は、どうすればよいか。	A33	「事業主の証明書」がない場合は、所得証明書や「給与支払(見込)証明書」等に記載されている額を収入としてみなします。
同居別居	Q34	別居している家族へ半年（6か月）分をまとめて送金しています。それでも問題はないか。	A34	問題ありません。ただし、「回答書」の送金額欄には、年間に換算した金額を記入してください。
同居別居	Q35	別居の家族について、銀行のカードから引き出して生活費に充てているため、送金していない。	A35	「回答書」の送金額欄に、生活費に充てている額を、年間に換算して記入してください。ただし、今後、負担している金額を確認する必要がある際、扶養認定の継続ができない可能性がありますので、お振込み等の、送金日時、金額、送金相手が確認できる方法に変更してください。
同居別居	Q36	送金はいくらしておけばよいのか。 (送金額はいくらと記入すればよいのか。)	A36	実際に送金をしている額を年額に換算して記入してください。組合員が負担している学費や家賃、光熱費があればそれらも算入してください。 (組合員以外の名義で負担しているものは算入不可)
同居別居	Q37	送金が分かる証拠書類も提出しないといけなのか。	A37	添付は不要ですが、ご提出いただいた書類の内容によっては、証拠書類のご提出をお願いする場合があります。証拠書類にて送金額等が確認できない場合、扶養認定の継続ができない可能性がありますので、振込み等の送金日時、金額、送金相手が確認できる書類は大切に保管しておいてください。
住民票	Q38	住民票の発行日はいつのものでも良いのか。	A38	住民票含め、所得証明書等、市区町村で交付している書類については、提出日から起算しておおむね3カ月以内のものを提出してください。

必要書類について				
住民票	Q39	子供（調査対象者）は学生で下宿しており、住民票は移していない。この場合は別居にあたるのか。	A39	学生で就学による一時的な別居かつ住民票を移していない場合は、同居として取り扱ってください。住民票を移している場合は、別居として回答し、年間の送金額を「回答書」に記載してください。送金額には、組合員が負担している学費や家賃、光熱費があれば算入してください。
住民票	Q40	住民票は、どこで取得できるのか。	A40	調査対象者がお住いの市区町村の窓口で取得していただくか。マイナンバーカードを使用してコンビニで取得してください。
記入方法	Q41	内職は職業欄にどう記入するのか。	A41	内職と記入してください。
記入方法	Q42	「回答書」の年間収入というのは、いつの収入を記載すればよいのか。	A42	令和8年1月～12月の収入を見込みも含めた額で記入してください。
記入方法	Q43	収入額は、税金等を控除された額を記入するのか。	A43	税金等が控除された額ではなく、控除前の収入額を記入してください。ただし、パート・アルバイト等の給与収入に限り、交通費と明記されている金額のみ、収入から引いて記入してください。
書類全般	Q44	調査対象者が遠方に居住しているが、提出書類は原本でなくてはいけないのか。	A44	写しと明記されていない書類については、原則、原本の提出が必要です。
書類全般	Q45	添付書類（原本の提出が不要のものに限る）は、スマートフォンのスクリーンショット画像を印刷したものでもよいのか。	A45	内容が判読できるものであれば、スクリーンショット画像を印刷したものでもかまいません。
書類全般	Q46	添付書類はすべてコピーでよいのか。	A46	所得証明書、住民票は、原則、原本が必要です。ただし、他の手続きで原本を使用する場合は、コピーでも結構です。共済指定様式（「給与支払（見込）証明書」、「事業主の証明」、「海外居住に関する申立書」）は、必ず原本が必要です。それ以外の書類はコピーをご提出ください。
書類全般	Q47	直近3か月分の収入は繁忙期により基準を超過しているが、年間で130万円を超えないように調整している。この場合、書類の準備はどうすればよいのか。	A47	「提出書類について」の「1 被扶養者認定の継続申告をする場合」を確認し、該当する書類を提出してください。なお、ご提出いただいた書類の内容によっては、追加書類を求める場合がありますので、ご了承ください。
書類全般	Q48	「回答書」だけを先に提出してしまった。添付書類を追加で提出したいのだけれど、どうすればよいのか。	A48	勤務先の事務のご担当者様に、追加書類である旨を伝えて、提出してください。提出の際、付箋等に追加書類であることと、〈組合員番号・組合員氏名・調査対象者氏名〉を記載し、すでに提出した書類と突合できるようにしてください。 ご提出のタイミングによって、行き違いで書類不備のご連絡をする場合があります。ご了承ください。

必要書類について				
書類全般	Q49	調査対象者が遠方に居住しており、提出書類を取得できない。	A49	調査対象者自身に必要書類を取得していただき、組合員に郵送する等の方法で組合員が所属所を通して提出してください。調査対象者からの直接の書類の提出は受付られません。
書類全般	Q50	国、地方公共団体からの補助金、交付金は収入にあたるのか。	A50	1月毎や1年毎など、定期的に支給されているものは収入として含まれます。一度きりの支給は収入に含まれません。
書類全般	Q51	日本学術振興会から支給される研究奨成金（科研費）（研究助成金）は収入にあたるのか。	A51	支給の性格上、生活を補助する側面もあるため、恒常的な収入に該当します。